

### 様式第4号（第5関係）

## 活動結果報告書

令和元年10月21日

越前市議会

議長 三田村 輝士 様

議員氏名 片 粕 正 二 郎



下記のとおり報告します。

日 程 令和元年7月11日(木)~12日(金)

活動先 京都府京都市、愛知県名古屋市

活動目的 ごみ屋敷条例制定に伴う経過と現状、課題について

## 研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

## 別紙のとおり

## 誠和会（会派）行政視察報告書

1. 視察先 京都市・名古屋市
2. 視察日 令和元年7月11日（木）・12日（金）
3. 視察目的 ごみ屋敷条例制定に伴う経過と現状、課題について

### ◎京都市（7月11日）

ごみ屋敷の社会的問題になったことから、平成25年11月に「ごみ屋敷等対策検討プロジェクトチーム」が設置された。

平成26年9月に保健福祉局が中心となり、部長（兼任）を筆頭に専任の担当課長、担当係長が配置された。現在、関係部局には15名が保健福祉局に兼職として在籍している。

平成27年1月に「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び処置に関する条例」（ごみ屋敷対策条例）が施行された。

### ◎名古屋市

居住内部や、敷地内に大量の廃棄物をため込んだり放置したりして、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす「ごみ屋敷」問題に対応するため、平成30年4月に条例が施行された。「名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例」

平成26年3月に「ごみ屋敷」対応の事務参考マニュアルを作成し、住居の不良堆積物対策推進プロジェクトチームを立ち上げた。

平成27年12月にプロジェクトチームによって条例の内容、運用体制について」検討を開始。

平成28年8月にパブリックコメントを実施。

平成29年12月に条例交付。

平成30年4月に条例施行。

### 「ごみ屋敷」対応策並びに課題

1. まちをきれいにすることを目的に、しっかりとした窓口を設置するとともに、「ごみ屋敷」のほか、老朽危険空家、不法投棄など、地域住民の生活環境にしっかりと対応していくなければならない。
2. 「ごみ屋敷」問題は、住環境の美観を損ねるほか、放火や不法投棄、悪臭や害虫の発生等、住民の生活環境を悪化させるものであり、行政は、しっかりとした状況把握に努め解決方法を見出す必要がある。

3. 「ごみ屋敷」状態にしているのは「人」です。社会福祉協議会等関係機関と連携し、人に寄り添った支援を基本として取組みを推進していかなければならない。

一口で「ごみ屋敷」と言っても様々な実態がある。まず、家の周辺がゴミの山となっている状態、一見何も変哲のない家でも家の中は大量のゴミの山となっており、どのような生活を送っているのかわからないものもある。本市においても、数軒この様な家がある。これには色々な諸事情あってのことだと考える。

単に「ごみ屋敷」で済ませることは出来ない。区長をはじめ町民、そして行政並びに各種団体が一体となって解決に向け取り組む必要がある。それには、本市においても早急に対応できる窓口を設置しなければならない。

2-1  
5  
2-3

様式第4号（第5関係）

## 活動結果報告書

2020年 2月 1日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 片粕 正二郎



下記のとおり報告します。

日 程 2019年 11月7日(木曜日)～11月8日(金曜日)

活動先 地域公共交通特別講座

活動目的 地域公共交通の基礎知識の習得と今後の政策に活かす

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

・日時：2019年11月7日(木) 10時00分～12時30分

### 1. 地域公共交通の基礎知識とまちづくりへの活用

- ・都心には家を建てられない、だから郊外へ出ても車があるから大丈夫と思っていた世代が免許返納になっている
- ・公共交通条例をつくっている国もある（交通権：フランス、韓国などは移動する権利がある
- ・地域公共交通網形成計画はあるか？（越前市の現状を調べる）全国には500以上地域で作られている
- ・住民も含めてみんなでやる！このことにより無くなったら困ることになり住民が当番制をとることにより乗車率が増えていった。
- ・豊岡市での成功事例
- ・市町村運営有償運送（過疎地）コミュニティバスは100円で乗りましょうという神話が出来上がっている。

---

- ・瀬戸市の成功事例を紹介

団地内でバスを運行（バス代無料）運転手も町内（団地）の人が行い自治会費から運賃代を払っている（乗る人も乗らない人も払う）大型バスではなく10人乗りのハイエースで運行

- ・地域公共交通会議と法定協議会の違い

そもそも法令が違う 道路運送法と地域公共交通活性化再生法

---

- ・日時：2019年11月7日（木）14時30分～16時30分

1. CASE・MaaSで変わるこれからの地域公共交通

- ・CASE：Connected(コネクテッド) Autonomous(自動運転)  
Shared&Services (シェアリングとサービス) Electric(電気自動車)
  - ・MaaS：Mobility as a Service モビリティだけではなく社会全体や都市の変革 複数の車などで  
自動運転の技術レベル  
LEVEL 4まで達成できればバスもできる 2030年目標  
特定の場所（オリンピックの選手村など）
  - ・標準的なバス情報フォーマット  
「GTFS」General Transit Feed Specification  
運行バスの状況をスマホで検索する
  - ・導入事例（中津川市）  
市内バス路線の「GTFS-JP」「GTFS-RT」データを整備しオープン化
  - ・MaaSを特性別に分けた ①大都市型 ②大都市近郊型 ③地方都市型  
④過疎地型 ⑤観光地型 新しいモビリティサービス人と物を同時に
- 

- ・日時：2019年11月8日（金）10時00分～12時30分

1. 地域公共交通網形成計画による地域に合わせた公共交通の構築

- ・総合連携計画から網形成計画へ
  - ・平成26年法律の改正により新たな法定計画として「地域公共交通網形成計画」の策定が可能となった。  
総合連携計画→網形成計画 計画はあるか調べる（越前市）
  - ・地域公共交通網形成計画の記載事項  
①基本方針 ②計画の区域 ③計画の目標 ④事業・実施主体  
⑤計画の達成状況の評価 ⑥計画期間 広域性で計画
-

- ・地域公共交通網形成計画に求められること
    - ア 広域性の確保 まちづくり観光振興等の地域戦略との一体性
    - イ 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
    - ウ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
    - エ 住民の協力を含む関係者の連携
    - オ 具体的で数値化された目標が設定
- \*アンケートが取れればいいものではない。公共交通は住民の1割程度の利用者であり、ほとんどが使わないので人の意見となることが多い実際の利用者の人の声を聞く必要がある。

・日時：2019年11月8日（木）14時30分～16時30分

1. 立地適正化計画によるコンパクト・プラス・ネットワークの実現
  - ・立地適正化と網形成計画はまちづくりの両輪
  - ・地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくり
  - ・コンパクト＋ネットワークの実現
  - ・高齢化率が進んでいる→今の日本では当たり前  
高齢化率が上昇するのは、高齢者が増えているからではなく若者が減っているからである。
  - ・DID面積とは人口密度の割合
  - ・モータリゼーションの発達により街が広がった（郊外へ家を建てる）

#### 日本再興戦略

- ・立地競争力の更なる強化（コンパクトシティ＋ネットワークの形成）  
立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を作成する地方公共団体を総合的に支援する体制を構築
- ・地域活性化・地域構造改革の実現（地域の経済構造改革）  
地域の合意形成の下での都市機能の集約や地方中枢都市圏等の形成

#### コンパクトシティが生み出す成果

- ・持続可能な都市経営（財政、経済）→必ずやる
- ・環境、防災・医療、福祉、子育て→その街にあった策を！
- ・限られた資源の集中的、効率的な利用で持続可能な社会を実現

### 講習を受けての所感

今回二日間における地域公共交通特別講座を受講し、越前市での課題と照らし合わせて新たに問題提起ができる部分がたくさんできた。

越前市では、市民バス（のろっさ）福祉バス、福井鉄道による路線バスがある。昨年は路線バスにおいて2路線の廃止や縮小があった。市民の足としては大変重要であるが利用者がほぼ居ない状況を考えると仕方ないとも思える。このように現実は自治体にとって大変大きな財政負担となっているため、負担軽減を目指して、なお市民の皆さんが多く利用できるような公共交通機関を目指していかなければならぬと思います。まずは、市内を回っている市民バスが空気バスとなっており、利用者が年々少なくなってきてている状況であり、これから免許返納などの取り組みを強化する時には、市民バスの存在は欠かせないものとなります。一人でも多くの人に利用していただけるように私自身も微力ながら提言をしていきたいと思います。